

山梨県商工会連合会 かいじ共済 見舞金・祝金の 給付内容について



■病氣入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、次の病氣入院見舞金を支払います。

ただし、1年間（10月1日～9月30日）に2回（同一の病気を直接の原因として、2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、別の入院として取扱います。）の支払いを限度とします。

	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
5～9日	25,000円	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円	2,500円
10日以上	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	5,000円
30日以上	75,000円	60,000円	45,000円	30,000円	15,000円	7,500円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《病氣入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病氣入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度から脱退となったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

■災害通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に治療のため5日以上通院したときに、次の災害通院見舞金を支払います。

ただし、1年間（10月1日～9月30日）に2回の支払いを限度とします。

	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
5～9日	25,000円	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円	2,500円
10日以上	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	5,000円
30日以上	75,000円	60,000円	45,000円	30,000円	15,000円	7,500円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《災害通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは災害通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度から脱退となったとき
- (4) 関節炎、腱鞘炎等、スポーツ疲労や生活習慣などを原因とした慢性的な症状のとき
- (5) 本会が治療と認めない処置に対する通院（原則として医師または柔道整復師による診療を「治療」とします）

■結婚祝金

加入後1年以上経過している加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、加入タイプに関係なく一律10,000円の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

- (1) 結婚した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度から脱退となったとき

■出産祝金

加入後1年以上経過している加入者（もしくはその配偶者）が本制度の保障期間中に出産したとき、加入タイプに関係なく一律10,000円の出産祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度から脱退となったとき

■メモリアル記念品

加入者が65歳を迎えた時に記念品を贈呈します。 ※詳細は別に定めます。

見舞金・祝金の給付に関する手続きについて

病気入院 見舞金の 請求手続

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、「見舞金・祝金請求書」を商工会へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には入院の開始日及び終了日が証明できる右記のいずれかの書類（写しでも可）を添付してください。

- (1) 診断書
- (2) 入院証明書
- (3) 領収書 等

災害通院 見舞金の 請求手続

加入者が災害通院見舞金の支払事由に該当した場合は、「見舞金・祝金請求書」を商工会へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には通院の開始日及び終了日が証明できる右記のいずれかの書類（写しでも可）を添付してください。

- (1) 診断書
- (2) 通院証明書
- (3) 領収書 等

結婚祝金 の 請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、「見舞金・祝金請求書」を商工会へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には婚姻日が証明できる右記のいずれかの書類（写しでも可）を添付してください。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 戸籍抄本
- (3) 結婚受理証明書 等

出産祝金 の 請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、「見舞金・祝金請求書」を商工会へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には出産日が証明できる右記のいずれかの書類（写しでも可）を添付してください。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 戸籍抄本
- (3) 住民票（続柄記載のあるもの）
- (4) 母子手帳、健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し 等

※本会では病気入院見舞金・災害通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。

※本会では各見舞金、祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

※下記の場合は見舞金のお支払い対象外となります。

- ① 加入日以前に発病または受傷した場合。
- ② かいじ共済の保険金・給付金が支払われた場合。